

R04 豊四季台団地（建替）第Ⅴ期土質調査業務その2
仕様書

令和4年6月

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
設計部 技術支援課

1 業務概要

- (1) 業務名称：R04 豊四季台団地（建替）第V期土質調査業務その2
- (2) 調査地：千葉県柏市（詳細は図-1参照）
- (3) 調査期間：契約締結日の翌日から令和5年1月16日まで
- (4) 調査概要：ボーリング調査、標準貫入試験等

2 一般事項

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」（令和3年3月改定）、及び、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）「地質調査共通仕様書」（平成22年7月）によるほか、本仕様書と監督員の指示による。
- (2) 契約締結後、直ちに監督員の立会いによる調査地の確認を受けること。
また、工程表及び調査計画書を提出すること。
なお、調査位置は、図-2によるが、契約締結後に監督員が指示するものとする。
- (3) ボーリング及び標準貫入試験は、原則としてN値60回以上の土層の厚さを5m以上確認することとする。ハンマーの落下方法は自動落下（全自動落下型又は半自動落下型）とする。詳細は、監督員と協議により決定する。
- (4) 測量の基準点は、建物建設時点に正確に再現照合可能なものを複数個用意するものとし、測量に着手するに先立ち監督員の承諾を得ること。
- (5) 調査位置及び標高については、建物設計上正確に定位照合する必要があるため、基準点との相対位置関係を含め座標表示等は、監督員が指示する表示方法により、調査位置図等に明確に記載し提出すること。標高はT.P.表示とする。
- (6) ボーリング及び標準貫入試験の順序は、監督員と協議の上決定する。
- (7) 本業務の目的遂行のため、調査項目及び調査個数等の変更を行う場合には、監督員と協議し、その都度承諾を得ること。
なお、調査費用に増減が生じた場合については、後日設計変更により処理するものとする。
- (8) 本調査敷地の団地は除却予定であり、居住者は移転済みである。
別途、発注となる既存住棟の除却工事の現場作業が令和4年10月初旬より開始となる。
現場作業は、原則、令和4年10月3日までに完了すること。ただし既存住棟の除却工事受注者と協議を実施し、除却工事の契約に影響がない範囲で延長することが出来る。
仮報告書を令和4年11月10日までに作成し提出すること。
- (9) 本業務は、当該地において、地上7階から地上12階の建物の最適基礎工法の選定及び既存の調査報告において建物の支持層とすべき地層の深さならびに分布の想定が不明瞭な箇所について、本調査により明瞭にすることを目的とする。
- (10) 報告書は、原図1部及び黒表紙5部とする。報告書内容は、「敷地調査共通仕様書」（令和3年3月改定）による。図面類は原版の他、A3版程度に縮小して提出すること。
また、報告書の原図はA4ファイルボックスに綴じ込みのうえ提出すること。その他、監督員の指示する方法でCD-R化し原図及び各製本全てに添付して提出すること。
- (11) 調査位置図及び土質柱状図は、監督員の指示する方法により、別途図面化して提出すること。
- (12) 試料採取及び試験箇所については監督員と協議によること。

- (13) 機構より提供する以下の既存報告書の土質の性状、柱状図、地層の仮定断面図等を活用し、現地調査開始前に目的に則した調査計画を作成し監督員と協議すること。
調査開始後も進捗に応じて調査の進め方、調査方法について適宜監督員と協議すること。
成果物は(9)の目的に則して作成し、また既存報告書の内容を活用してとりまとめを行い、本報告書へ反映させること。

・ R03 豊四季台団地（建替）第V期土質調査業務

(14) 液状化の検討業務

- ① 物理試験の結果を用いて実施する。
- ② 「建築基礎構造設計指針」（日本建築学会発行）によるほか、下記による。
地盤面水平加速度「 α 」max.を 150 gal・200 gal・350 gal として検討する。

3 調査内容

- (1) ボーリング調査及び標準貫入試験の内容は表-1による。

4 現場説明事項

- (1) 入札等及び契約上の必要事項

① 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）への情報提供

契約金額が100万円以上の場合、受注者は、当該業務について調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）・（財）日本建設情報総合センター〔以下「JACIC」という〕の仕様（インターネットホームページ：<http://www.jacic.or.jp>等参照）に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、JACICに電子データにより登録する。確認の際には、「登録のための確認のお願い」に監督員の署名及び捺印を受けること。

また、JACICが発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、登録内容の変更に伴う変更登録も同様の手続きを行うこと。提出期限は、以下のとおりとする。

ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

イ 完了時登録データの提出期限は、契約完了後10日以内とする。

ウ なお、業務履行中に、受注時登録データの内容変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

② 地盤情報データベースの登録

地盤情報データベースの登録については、監督員に確認すること。

③ 業務完了保証人の取り扱い

落札者は、測量・土質調査業務請負契約に関し、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する他の業者を業務完了保証人として立てることにより、契約担当役の承認を得て契約保証金の全部の免除を受けることができる。

④ 低価格入札による受注に関する調査

ア 落札価格が予定価格の10分の7を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査を実施するので協力されたい。

イ 調査においては、以下の調査資料の提出を求める。

- (ア) 当該価格で入札した理由（様式－２）
- (イ) 入札金額の積算内訳（様式－３）
- (ウ) 業務実施体制（様式－４）
- (エ) 手持ち業務の状況（様式－５）
- (オ) 配置技術者名簿（様式－６）
- (カ) 過去に実施した業務名及び発注者（様式－７）

ウ 調査資料は、機構が通知を行った日の翌日から起算して７日以内(土日祝日を含む)に提出してください。

なお、提出期限後の資料の差し替え及び再提出は出来ないのでご注意ください。

エ 資料の内容に関しては、入札の責任者(代表者、又はその権限代行者)及び管理技術者等から事情聴取を行います。

なお、事情聴取の日時及び場所は対象となるものに追って連絡します。

オ 調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打ち合わせ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認します。

カ 調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な理由が確認できる場合を除く)は、業務成績評定点に厳格に反映するものとします。

また、調査資料の提出が無かった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなりますのでご承知おきください。

(2) 安全対策に関する事項

- ① 本調査敷地の団地は除却予定であり、居住者は移転済みである。そのため、周辺住民の敷地への立ち入りは無いため敷地内調査時において仮囲いは不要。ただし搬入時には周辺住民の安全に配慮すること。
- ② 受注者は調査に対する周辺住民等の安全確保、調査による災害、事故及び公害の発生防止に常に努めるとともに周辺居住環境に配慮すること。また、必要に応じて、埋設物管理者(通信・電力・ガス・上下水道等)と調査にかかわる協議を行うこと。
- ③ 受注者は調査に当たり既設構造物及び埋設管等を損傷しないよう適切な処置を講ずること。処置については監督員に確認の上、実施すること。
- ④ 土質調査前には、「緊急連絡体制表」(体裁は別途指示)を監督員に提出すること。
- ⑤ 事故(通信・電力・ガス・上下水道等の損傷並びに切断及び公道・農道等の損傷)及び災害発生時の緊急時には、直ちに救急、防災等の適切な処置を行うとともに、「緊急連絡体制表」に基づき連絡すること。なお、機構、所轄管理センター(住まいセンター)及び埋設物管理者等と協議の上で、復旧(代替措置を含む)及び官公署、周辺居住者、関係者への通報、連絡等を迅速に行うこと。
- ⑥ 本調査に関し、あるいは本調査以外でも付近住民等と交渉があった場合は速やかにその内容を監督員に報告すること。

(3) 仮設に関する事項

- ① 本調査のため敷地内に仮設小屋及びこれらに類するものは、原則として設置してはならない。
- ② 本調査の電源及び用水は現地で自給するものとする。

③ 足場については、現地状況に応じて変更処理するものとする。

(4) 調査に関する事項

① 各調査位置は、監督員立会いのもとで決定する。

(5) 成績評定

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定結果を通知する。付与した評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 再委託

① 本業務において、業務の一部再委託を承認する業務は下表の「あらかじめ承諾を得て再委託できる業務」に準ずるものとする。業務の一部を再委託する場合は、様式—1により申請を行い、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

再委託不可の内容	主たる業務 ① 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 ② 解析業務における手法の決定及び技術的判断 ③ 測量業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断等
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び下記に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・コピー、ワープロ、印刷、製本、 ・計算処理、トレース、資料整理

② 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は機構の指名停止期間中であってはならない。

また、監督員からの求めに応じ、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類の写しを提出すること。

(7) その他

① 日曜日及び祝日は原則として現場作業を行ってはならない。

② 本調査の現場作業時間は午前8時から午後5時までとする。ただし、音の出る作業は午前9時からとする。

③ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

④ 個人情報の取扱い

個人情報等の保護に関する特約条項第1条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

ア 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

イ 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

ウ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。

エ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

(8) 除却工事受注者との調整について

事前に既存住棟の除却工事受注者への説明・スケジュール調整に協力すること。

以 上

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 田島 満信 殿

受託者 住所

氏名 株式会社〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

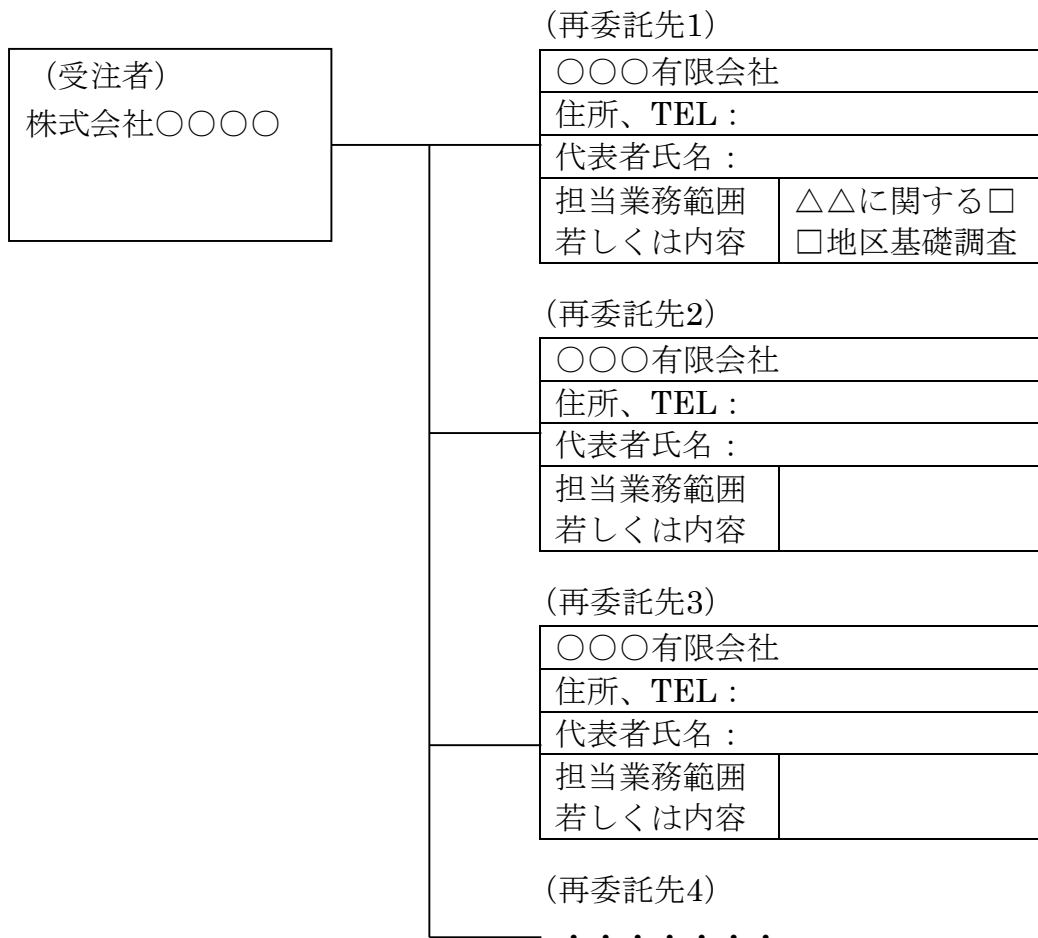
契約名称：R04豊四季台団地（建替）第V期土質調査業務その2

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第8条第2項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△株式会社
再委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の選 定理由 (変更の場合は、再委 託の変更理由も記載)	<p>（再委託する必要性）【以下は記載例】 〇〇〇〇を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。</p> <p>（再委託の相手方の選定理由）【以下は記載例】 〇〇〇株式会社は、平成〇〇年より弊社で行う〇〇〇〇の〇〇〇〇〇を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。</p>
再委託に係る履行体制に関する書面	(別紙)

履行体制に関する書面

受託者 住所
氏名 株式会社〇〇〇〇
〇〇 〇〇



(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ① 再委託の相手方の氏名 (若しくは代表者氏名)
- ② 再委託の相手方の住所
- ③ 委託を行う業務の範囲 (若しくは内容)

当該価格で入札した理由

○当該価格で入札した理由

(注)手持ち業務の状況、手持機器等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、保有する技術者の状況、再委託会社の協力等の観点から記載すること。

入札金額の積算内訳(土質調査)

(単位:千円)

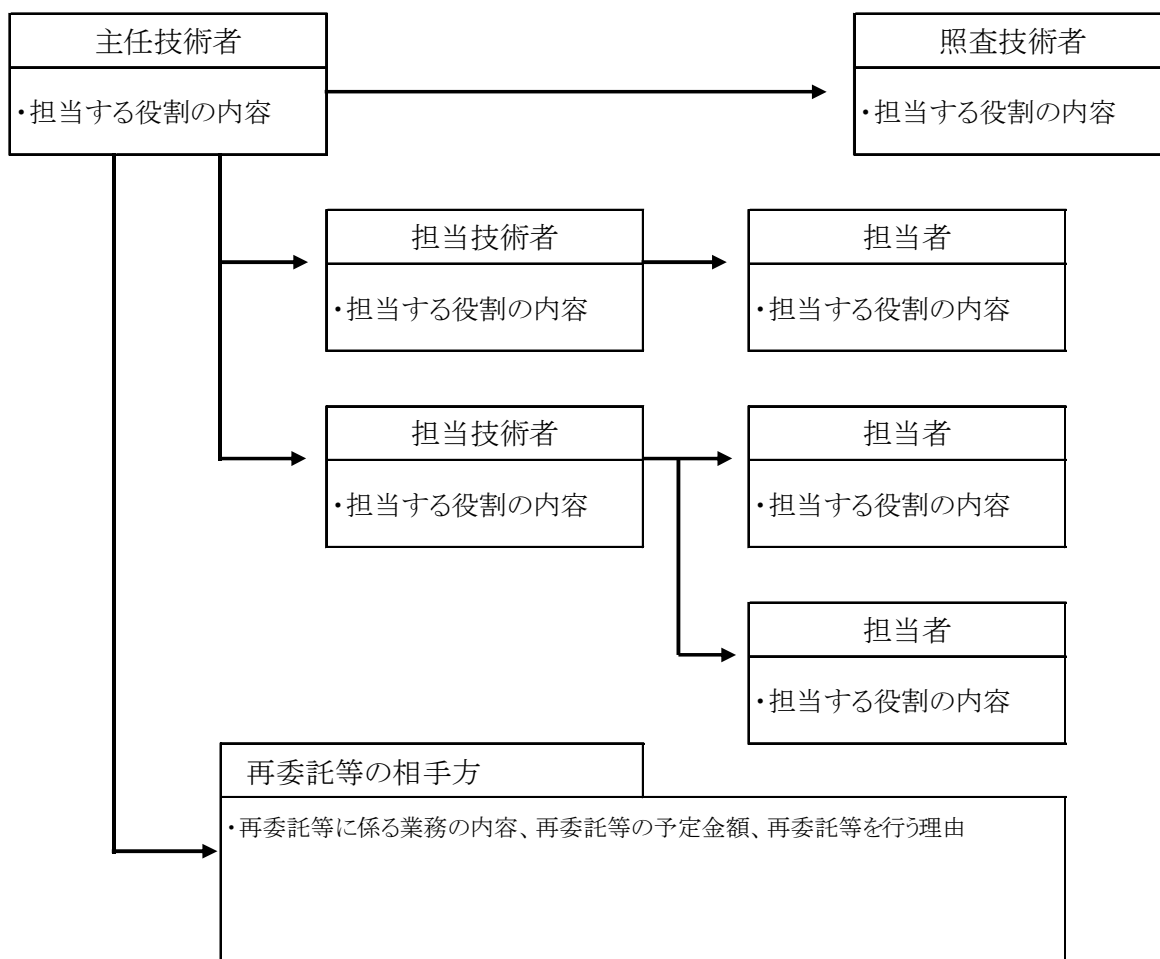
業務名称							
項目	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備考
直接調査費							
(直接経費)	印刷製本費						
小計							
間接調査費	運搬費						
	準備費						
	仮設費						
	旅費交通費						
	施工管理費						
	その他						
小計							
計							
諸経費							
業務管理費							
一般管理費							
付加利益							
計							
合計							

(注) 設計数量総括表等に対応する内訳を記載すること。

(注) 見積もり等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

業務実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割の内容	備考
主任技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				



(注1) 配置する技術者の役割を分担させたときは、それぞれの配置する技術者の役割を、体制図として記載すること。

また、契約書に基づき再委託等をするときは、再委託等の相手方の商号又は名称、再委託等に係る部分、再委託等の理由等について記載すること。

(注2) 技術者の区分及び体制図は業務に応じて適宜記載すること。

手 持 ち 業 務 の 状 況

主任技術者名 _____

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

手 持 ち 業 務 の 状 況

照査技術者名 _____

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

手 持 ち 業 務 の 状 況

担当技術者名 _____

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

配置技術者名簿

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考
主任技術者					
照査技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当者					
担当者					
担当者					

(注)技術者の区分は業務に応じて適宜記載すること。

過去に実施した業務名及び発注者

主任技術者名: _____

	業務の実績①
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

	業務の実績②
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

過去に実施した業務名及び発注者

照査技術者名: _____

	業務の実績①
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

	業務の実績②
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

過去に実施した業務名及び発注者

担当技術者名: _____

	業務の実績①
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

	業務の実績②
業務分類	-
業務名	
TECRIS登録番号	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。



図-1 案内図

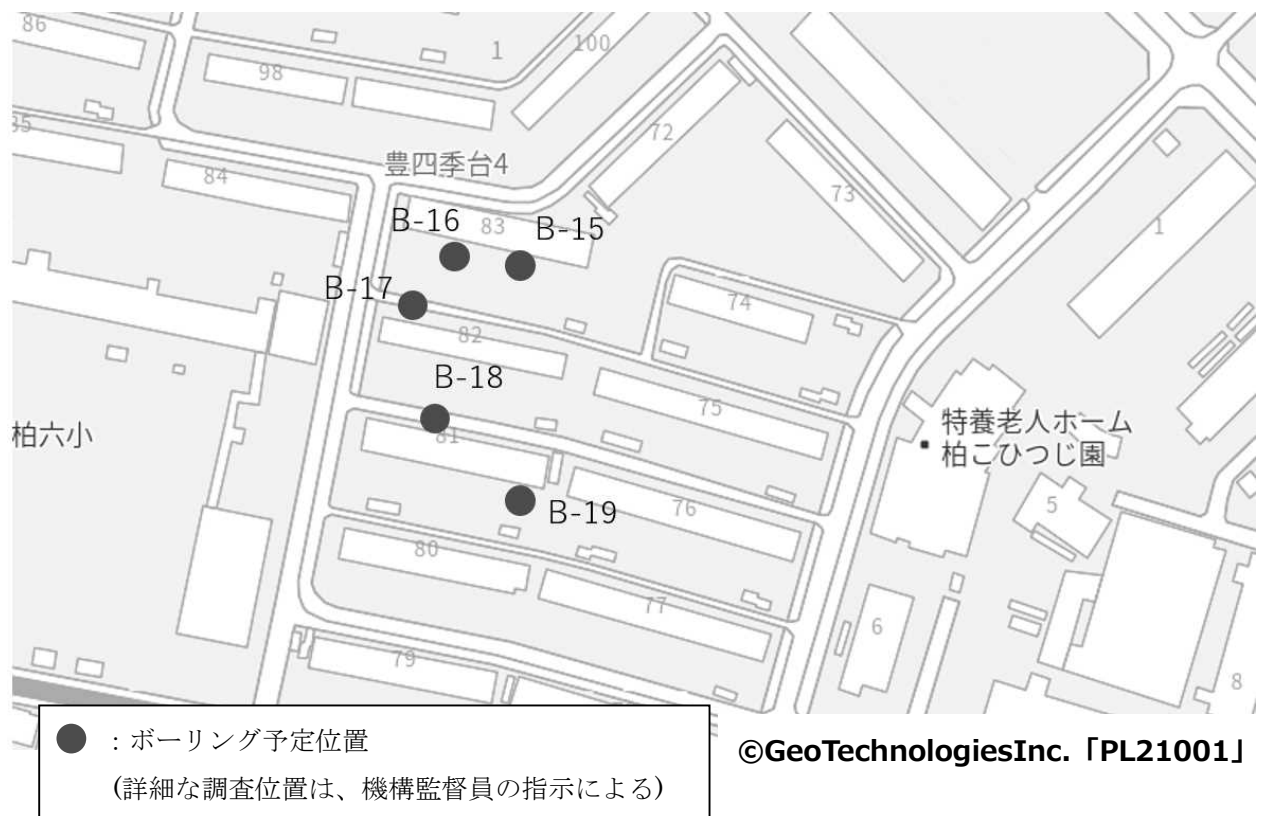


図-2 調査位置図(ボーリング調査予定位置)

表-1 ボーリング・標準貫入試験

ボーリング 番号	ボーリング孔別深度				標準貫入試験の間隔		
		φ 66	φ 86	φ 116	計	75cm	100cm
B -15	粘土	10.00m			40.0m		9回
	砂	30.00m					30回
	砂礫						
B -16	粘土	10.00m			40.0m		9回
	砂	30.00m					30回
	砂礫						
B -17	粘土	10.00m			40.0m		9回
	砂	30.00m					30回
	砂礫						
B -18	粘土	10.00m			40.0m		9回
	砂	30.00m					30回
	砂礫						
B -19	粘土	10.00m			40.0m		9回
	砂	30.00m					30回
	砂礫						
小計	粘土	50.00m			200.0m		45回
	砂	150.00m					150回
	砂礫						
合計		200.00m	m	m	200.0m	回	195回